

継続検査(持込み検査)受検者の皆様へ

2008年1月までは、継続検査(車検)に リサイクル券が必要です!

2005年1月1日よりリサイクル法が施行され早1年が経過をし、パソコン操作やインターネット等も使い慣れてきたものと思われまます。

さて事業場では貨物車等の1年車検の車両がリサイクル料金預託後の検査で、すでに入庫していると思われまますが、3年間の時限措置として2008年(平成20年)1月31日までは継続検査(車検)時に各窓口において毎回リサイクル券を提示し、車検証への預託済み証明が必要となっています。

つきましては、貨物車等ならびに来年以降に入庫する既存の預託済み乗用車(新車を除く)についても、車検時にはリサイクル券のご準備をして頂きますようお願い申し上げます。

なお、リサイクル券を紛失している場合は、窓口の専用端末か自社のパソコン(Bタイプ登録事業者)にて再発行し、検査証に添付をお願いします。

